

<川越市>

決起した川越市民！

23名の原告市民が、川合善明市政に対する住民訴訟を提訴！

2018年3月12日、川越市民の23名は住民訴訟を、さいたま地裁に提訴した。設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出をさせたとして、道路整備費用など約308万円を川越市へ返還するよう求めたものだ。

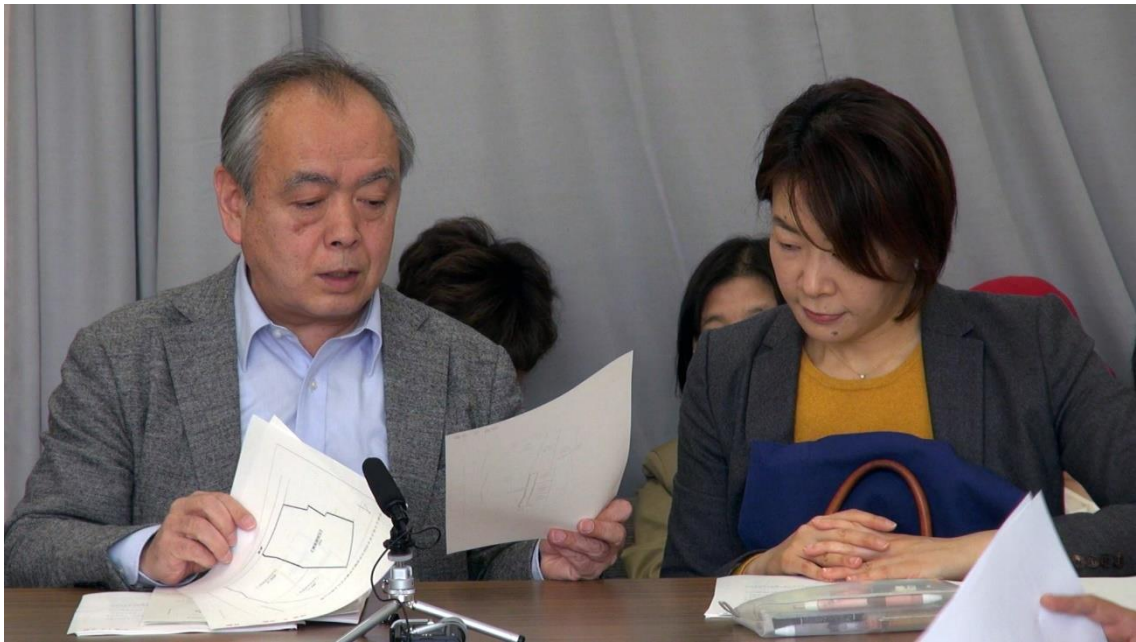
午前11時にさいたま地裁へ提訴。同日11時40分から行われた埼玉県庁での記者会見には、原告のうち12名が出席し、原告代理人の清水勉弁護士と出口かおり弁護士が主旨説明を行った。

この日の午前中は、「朝霞少女誘拐事件」の判決が言い渡されるため、地裁前は取材記者でごった返していた。記者が集まるか不安もあったが、本件住民訴訟にも主要7社の記者が集まった。



住民訴訟とは、住民監査請求で認められなかった事項について行われるもので、この事案は、2017年12月21日に原告らが監査請求を起し、2018年2月13日に出された監査結果が「問題はない」というものだったため、今回の住民訴訟へ至った。

原告代理人の清水勉弁護士（写真左）、出口かおり弁護士（右）は、本件提訴に至る要点を次のように説明した。



「川越市の市道 5565 号線は、公道から約 100 メートルで元川越市議の齊木氏宅で行き当たり、行き止まりとなる。齊木元市議の家に行くまでの道路を舗装して、今後、永遠に管理し続けるというのは、公共的公益的見地から認定すべき市道としては適当ではなく、違法であると考えている。住民監査の結果や監査委員の判断は間違えている。

本来ならば、隣接する齊木元市議の敷地内に道路を造ればよいだけのものを川越市に土地を買わせて、道路を造らせている。寺尾大仙波線道路工事による立ち退きの代替地としては、2軒分で足りた土地をあえて3軒分購入し、1軒分はまだに空き地のままで、毎年、管理費用がかかっている。この道路を市道にするのは明らかにおかしく、本来は「私道」とすべきもので、全国的にも例がない。元市議が市長と談合して造らせ認定させた事案だと考えている。」

なお、埼玉新聞は3月13日に、この件を報道した。

これは単なる住民訴訟ではない

川合市政終焉を小江戸に報せる「木鐸」が打ち鳴らされたのだ

本紙の川合市政糾弾を通読されている読者諸氏にはお判りの通り、本件住民訴訟は単に、この不正市道認定だけを問題視しているのではない。法律構成と制度の上では、当該不正市道認定についての行政訴訟だが、すべては疑惑だらけの川合善明市長への民意が、川合市政の幕引きに向けた有効な訴訟として本件を提訴したに過ぎない。

「コレクト行政！連絡協議会」や「川越市民に対して名誉毀損訴訟」を起こした川合市長だが、そのことが市民の問題意識と今回の訴訟に至る決起の起爆剤となったことは、川合市長にして最大の誤算であっただろう。

「社会の木鐸（ぼくたく）」という言葉がある。

古代中国の語で「木鐸」とは木製の鐘のようなものを意味しており、市民に重大な報せをする際には、この「木鐸」を叩いて鳴らすことで人々の耳目を集めた。

そこから、新聞のことを「社会の木鐸」と言うようになった。

本件住民訴訟は、川越市民たち自身が他の市民たちに対して、初めて「木鐸」を打ち鳴らしたに等しい。その市民の決起に呼応するかのようになり、これまで「事なかれ主義」同然に川合市政の数々の問題点を看過して来た川越市議会でも、ついに動議発動の声が挙がっているという。市民決起の輪は、住民訴訟を契機としてさらに広がるのが予想される。

川合市長には、首長の座から引きずり降ろされる醜態をさらす前に、自分の足で去って行く、せめて最後の自尊心を期待しようではないか。

[『訴状』はここをクリック](#)

<参考>

[川越市都市計画道路「寺尾大仙波線」に関わる不正市道認定の詳細はこちらから](#)